

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成24年5月21日 午前 9時30分 開会 午前12時03分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	土橋秀雄委員長 高橋英俊副委員長 奥津勝子委員 片野哲生委員 高橋富美子委員 坂田よう子委員 清水弘子委員
4 傍聴議員	関 威國議員 竹内恵美子議員 鈴木京子議員 二宮加寿子議員
5 説明員	中崎町長、二挺木政策総務部長、森田政策課長、岩本総務課長、 常松副課長兼公共施設係長、二宮消防長、相田消防次長、 土方消防総務課副主幹兼予防係長、仲手川建設経済部長、 荒巻都市計画課長、青木副課長兼開発指導係長、 小瀬村副技幹兼都市計画係長、蓑島主任主事、 和田参事（危機管理対策担当）、岩崎税務課長、今井資産税係長、 矢野町民課長、本城副課長兼戸籍係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 加藤 和男
7 協議等の事項	(1) 大磯町火災予防条例の一部を改正する条例について (2) 大磯町駅前洋館活用事業者募集の進捗状況等について (3) 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正について (4) 大磯町災害対策本部条例の一部改正について (5) 大磯町手数料条例の一部改正について (6) その他 ・東京電力大磯クラブ跡地について ・大磯都市計画湘南海岸公園区域の変更について
8 その他	一般傍聴 1名

(1) 大磯町火災予防条例の一部を改正する条例について

大磯町火災予防条例の改正理由について消防総務課から説明があった。

(説明)

条例改正の理由は、近年の電気自動車の普及に伴い急速充電設備の設置の増加が予想されることにより、急速充電設備を対象火器設備等に追加することで火災予防上安全な対策を確保するため、大磯町火災予防条例中に設置する際の基準を新たに設ける改正を行うものである。

改正内容は、条例に新たに急速充電設備の設置に関する基準（位置、構造及び基準）を第 11 条の 2 として、第 1 号から第 14 号まで追加するものであり、合せて引用条項の字句改正を行う。また、条例の施行は平成 24 年 12 月 1 日からとし、経過措置として条例施行前に設置され、又は設置工事が行われているものは適用しないこととした。以上について、消防総務課から説明があった。

◎主な質疑

問： 大磯町内の電気自動車の件数は把握しているか。また、緊急充電器を設置しているところは本庁舎のみか。

答： 消防では、電気自動車の台数は把握していない。急速充電器の設置台数は大磯町では庁舎前の 1 箇所である。神奈川県内では、119 箇所が設置されていると公表されている。

問： 一般家庭についても、この条例の趣旨に基づき判断するという解釈でよいのか。

答： 一般家庭において 100 ボルトの充電設備を設置することは可能であるが、急速充電設備は 200 ボルトを使用するために一般家庭での設置は困難であると考え。また、設置基準については、火災予防条例の規定ではなく電気事業法による判断となる。

問： 一般家庭への急速充電設備の設置については、条例の施行前のものは規定が適用されないが、危険防止という点で指導する必要があると思うがどうか。

答： 急速充電設備は届出義務がないため、一般家庭の設置把握は困難な状況にある。消防署に相談があれば安全性の高いものを指導していきたいと考える。

答： 対象となる設備は、コンビニエンスストア 1 店舗分ほどの高圧充電器であるために一般家庭への設置は想定されないが、建築確認上で情報が確認できた場合には、消防署と連携を図っていきたい。

問： 急速充電器の屋外使用と屋内使用の違いと自動車衝突防止の対応について、町役場に設置した充電器の状況はどうか。また、一般家庭に設置している充電器との違いは何か。

答： 充電器の屋外、屋内の違いは使用する材質等である。また、一般家庭用との違いは、一般家庭が 100V で 7 時間～14 時間かけて充電するのに対し、

急速充電設備は 200V で 5 分から 30 分の充電である。

答： 町役場の充電器は屋外使用であり、衝突防止のために一段高い場所に設置している。

問： 法律の施行日前に設置し、既に設置されていた場合に適用しないということは、施行日前までに設置された場合は、この条例の適用範囲外と理解してよいか。

答： 法令上はそうであるが、従前に設置されている充電器は、細かいガイドラインや電気事業法の規定により安全装置が設けられているため、十分に緩和できるという国、県からの回答である。

（２）大磯町駅前洋館活用事業者募集の進捗状況等について

駅前洋館の活用事業者の応募状況と今後のスケジュールについて都市計画課から説明があった。

（説明）

大磯駅前洋館活用事業者募集の進捗状況は、4 月 2 日から町ホームページで募集要項配布を開始し、現在、1 件の応募がある。応募受付期間は 5 月 28 日までで、新聞 1 社、タウン誌 2 社が募集事業を記事掲載し、ブライダル業界、建設業界、商工会等にも情報提供を行っている。また、応募予定者を対象として 4 月に 3 回の現地の内覧会を実施し、延べ 25 社の参加があった。ブライダル関連や飲食店関連が多く関心を示していると思われる。

（３）大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

駅前洋館の選定委員会が大磯町の附属機関に該当するため、大磯町の附属機関の設置に関する条例と大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うことの説明が都市計画課及び総務課からあった。

（説明）

事業者の選定体制は、町の附属機関として選定委員会を設置することを考えている。この選定委員会の構成は、経営等専門的知識を有する大学教授、経営コンサルタント、歴史的建造物保存活用検討委員会元委員、区長連絡協議会推薦区長、神奈川県職員など 9 名を予定し、出来る限り客観的審査ができる体制としたい。また、応募者の財務状況を的確に把握するため、委員とは別に税理士からの意見聴取を行う予定である。審査については、6 月に審査基準の検討を含め、委員会を 2 ～ 3 回開催して結果を町長に報告後、7 月上旬に活用事業者を決定する予定である。

（説明）

地方自治法第 138 条の 4 の規定に基づき、附属機関として大磯駅前洋館活用事業者選定委員会を条例に位置づけ、町長の諮問に基づき、調査審査の結果の報告、意見の建議を行い、委員数は 10 名以内とする。委員の報酬については、日

額 6,500 円とする予定である。条例改正の施行日は、公布の日からの施行を考えている。

◎主な質疑

問： 駅前洋館の事業者選定については、万台こゆるぎの森の問題のように保証金が入らないというようなトラブルがないよう、公平にきちんと選考してほしい。また、非常に目まぐるしい経済状況の中で、多種の業種を総合的に持つ企業の財務状況を把握するには、公認会計士の意見を聴いたほうがよいのではないか。

答： 事業者選定については、町民も注目しており、行政のみで決めることなく、選定委員会や審査基準、審査過程などを公表して進めていきたい。また、財務状況の把握については、会社の経営体制を確認できる税理士に依頼したいと考えている。

問： 選定委員会に神奈川県職員 1 名を入れる理由はなにか。

答： 神奈川県の庭園文化圏構想に大磯町がモデル事業となった経緯があり、その所管課である県都市整備課職員を委員として選考したい。

問： 町民が幅広く気軽に利用でき、大磯駅前のランドマークであることが募集要項の 1 つの柱であると思う。家賃など運営管理における面もあるが、町民が気軽に利用できるという募集要項に沿った形で選考委員会として選考することができるのか。

答： 検討委員会の結果に基づき、町は保存と活用の基本方針を 6 月 6 日に政策決定している。基本方針のポイントとしては、建物の価値を守り伝える、景観への配慮を行う、大磯町のランドマークとしての活用を行う、地域との調和を大事にする、大磯駅前の新しい価値を創出するなどを掲げており、町民が自由に拝観できる空間の確保に努めることも記載している。選考委員会においてこれから審査基準の協議を行うこととなるが、町民への還元という点に重きを置いて進めていきたい。

(4) 大磯町災害対策本部条例の一部改正について

「災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、大磯町災害対策本部条例の根拠となる災害対策基本法の一部が改正されたために、条例の一部改正を行うことの説明が危機管理対策室からあった。

条例の主な改正点は、災害地において災害対策本部の事務を行う組織として現地災害対策本部を置くことができることの法改正が行われたために、条例において引用している法律条項の改正と文言の整理を行うものである。

◎主な質疑

問： 市町村には災害対策本部が置かれるが、現地災害対策本部を設置する場合は広域的な場所についてどのように考えているか。

答： 大磯町の地域に大きな被害があった場合には、連絡等のため現地対策本部を設置することは可能となるが、具体的な対応については大磯町災害対策本部設置要綱の見直し等を含め検討していきたい。

問： 災害対策本部は通信機器、非常電源等の設備を考えた場合に、国府支所や消防署など設置場所が限定されると思う。また、平塚市など広域で考える必要もあると思うがどのように考えているか。

答： 災害対策本部については、本庁舎、消防庁舎のほかに第三の施設として学校施設などを検討している。指揮命令が行える場所の設営等については、今後、本部のあり方を要綱で決めていきたい。また、本部設置の候補場所については、町民の方への情報伝達やライフラインを踏まえ複数確保することを考えていく。広域化については、町民の生命の安全を考えなければならないが、基本的には町内での災害対応を考えていく。

（５）大磯町手数料条例の一部改正について

電算の町村情報システム共同化が６月 25 日から稼動することに伴い、土地、建物に関する証明書様式の変更に合せて関係条文の改正を行うことと、住民票の写しにおける手数料額の人数規定を削除することの改正を行うという内容である。具体的には、土地、家屋に関する証明書では、土地（筆数）と建物（棟数）を合せた５つまでを１件として 300 円とし、１枚増えるごとに 300 円を加算する。また、住民票の写しについては、１世帯が何人であっても１件として 300 円とする。この条例は平成 24 年 6 月 25 日から施行する、という説明が税務課及び町民課からあった。

◎主な質疑

問： 町村情報システム共同化に参加する自治体では、手数料は同額なのか。また、今後の改正を予定する内容とスケジュールはどうか。

答： 基本的には市町村独自で定めているが、300 円という額を意識している。また、住民票の料金設定については、他の自治体もシステム共同化に向けて人数規定の見直しを行っている。

答： 現在、6 月 25 日の町村情報システム移行に向けて作業を進めているが、手数料条例以外の変更はない。

問： 評価及び公課に関する証明であるが、評価証明と公課証明の相違点は何か。

答： 評価証明は、土地、家屋の評価額を載せており相続等に使用されるが、公課証明は、土地、家屋の課税標準額、税相当額を載せており競売等に使用される。

問： 町村情報システム共同化により、住民票等の発行に時間を要して町民に対してサービスが低下することはないのか。

答： 時間を要しているのは、戸籍の過去の書類確認であると思う。戸籍については、過去の書類はシステムに登録されておらず、別の場所に保管されているために確認に時間を要する場合がある。窓口では、お客様を待たせないよう努力するとともに、時間を要する場合には説明して対応していく。

問： 町村情報システム共同化の目的と市町村の負担金額はどのようになっているか。

答： 町村情報システムは、3年前から県内14町村で検討を進めてきた。検討の時点では、各町村が住民基本台帳、税務証明、福祉関係全て別々のシステムを使用しており、国の法改正があれば、全ての町村が個々にシステム改修を行い、莫大なシステム改修費を要している状況にあった。その状況改善を図るため、首長会議を開催して電算共同化により、全体のシステム改修費の削減とシステムセキュリティの大幅強化という点から、14町村が電算共同化を進めることを決めた。昨年より大井町から開始し、大磯町は6月25日に基幹系システムを稼働させる。金額は、平成24年度～29年度までの5年間で4億2,000万円の経費を必要とするが、現行システムと比較した場合、約7,500万円の減額効果がある。

(6) その他

報告事項

1 東京電力大磯クラブ跡地について

東京電力から跡地売却等の内容について、政策課から説明があった。

場所は、大磯中学校とアマダ翠溪荘に挟まれた場所で、敷地面積5,452.53 m²で、用途地域は第1種低層住居専用地域であり、敷地内に約1,592 m²の鉄筋コンクリート2階建の保養所等がある。

5月11日（金曜日）に、東京電力から資産を売却することが決定したため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき町に申出書を提出する旨の報告があった。

町は、申出書が提出されたときは、法律に基づき用地を買い取るか否かの協議を早急に行っていくが、現状で提示されている売却金額で購入することは非常に困難であるという認識を持っている。

◎主な質疑

問： この建物は昭和53年7月に建てられた古いものであり、町としてどうしても必要なものでもない。災害においても本庁舎と同じ条件であり、民間に購入していただき、松並木の雰囲気を残した利用の仕方をして欲しい。

答： 現状の売却額は5億円～6億円程度になるのではないかと。町として提示される金額での購入は困難であると認識している。

問： 私は、この場所は購入すべきと思う。大磯町の文化ホール的な施設として活用する方法も考えられるが、補助金等の活用も含め検討すべきと思うがどうか。

答： この土地については、活用方策を内部で検討したが、用途が第1種低層住宅ということから、各種事業を行うには規制の厳しい用途地域であるため、総合的に判断して購入を諦めた。開発等の際は、出来る限り緑を残した計画とするよう要望していきたい。

答： 建物は昭和53年の建築であり、改修費用は1億2,000万円～2億8,000万円程度要するとの試算結果が出ている。用地取得費用と合わせると8億円～9億円程度の投資が必要となる。

2 大磯都市計画湘南海岸公園区域の変更について

湘南海岸公園区域は、昭和12年に公園としての都市計画決定がされたが、公園整備がされないまま低層市街地が広がっている状況にある。先の大震災により津波の懸念が近年非常に高まっている中、公園区域の位置付けが今後の防災を進める上でネックとなっている。そのため、公園区域の見直しを町として早急に検討したい。

この公園区域は、大磯町の東町と平塚市の唐ヶ原にまたがる区域であり、面積は26.64haである。しかし、都市計画決定されてから70年が経過し、かなりの建築物が建築されていることから事業化の可能性が非常に低い状況にある。また、この東町区域は津波浸水想定地域に入っているが、都市計画公園区域内であるために、津波被害の少ない鉄筋コンクリート造の建築物、4階以上の建築物などが建築できない状況にもある。そのため、防災面を考慮して津波被害の少ない鉄筋コンクリート造の建築物が建てられるよう（サンキッズが建て替えを計画）区域の変更をしていきたい。

以上の内容について資料に基づき都市計画課から説明があった。

◎主な質疑

問： 私たちは保育園の安全をメリットとして考えているが、周辺住民の方は公園区域であり高い建物が隣接して建たないことで家を購入している。その点を十分配慮して、計画変更の際には周辺住民の方に対してきちっとした手続をしていかなければならないが、その手続をどう考えているか。

答： 町の都市計画決定については、町づくり条例により、2回の地域住民説明会、2回の都市計画審議会を開催することになっている。地域住民の方には十分な説明したうえで変更手続を進めていく。

答： 都市計画の変更については、まちづくり条例の手続きに基づき、変更原案策定の段階から町民の方の意見を取り入れられるよう、委員会の設置、懇談会の開催などを行っていく。

問： 樹木には新湘南国道の音の緩衝効果があると思うので、十分にその辺を考慮して行ってほしい。

答： 新湘南国道の北側、富士白苑との間に松林が形成されているが、保安林指定がされており別の規制がかかっている状況にある。この保安林部分を引き続き公園区域に含めるか否かは、住民の方と話し合いながら決めていきたいと考える。

問： 自治基本条例に基づき、町民との対話の中で進めることは理解しているが、保育園（サンキッズ）の子どもたち、保護者、関係者の安全確保のために町が手続きを先行するというのか。

答： 平成 24 年 3 月に神奈川県が津波を想定した浸水マップを策定した。そのマップでこの公園区域がほぼ全て浸水区域に含まれていたため、津波安全性の高い鉄筋コンクリートの建物が建てられるよう県に区域の見直しを申し入れた。県も公園区域変更の検討に入っており、保育園（サンキッズ）も平成 25 年 3 月までに建て替え計画の決定（契約）を行う必要があるため、町として先行して都市計画の手続きを進めていきたいと考える。

問： 平成 25 年 3 月までに、町は周辺住民の方にきちっと周知して内部調整を行い、子どもたちの安全安心という重要な点も考えながら進めていけるのか。

答： 町も来月から早々に全ての手続をスタートするとともに、住民説明会についても条例にのっとり、きちっと行っていきたい。

答： 東日本大震災を受けて、町としては災害に強いまちづくりの第 1 歩として、この公園区域の見直しを行っていきたい。全庁的な話し合いで決定しており、町全体で行っていく。

問： サンキッズの建替えについては、以前に 3 階建という説明を受けているが間違いはないか。

答： サンキッズからは鉄筋コンクリート 3 階建で建設したいという話を受けている。

問： 海岸道路の四車線化は相当前から実施している事業で、現場作業も始まっている状況にあり、県も公園法の見直しを検討していたはずである。この都市計画変更のように、国県の事業に対する情報については、町側は常にアンテナを張り、スピード感を持って対応してほしい。

答： 公園に限らず都市計画全般の見直しをさせる国からの指導により、未着手の都市計画決定は見直すという全体的な国県の流れがある。県が公園について見直しをしていく情報は入っているが、町は先行して

震災を踏まえた今回のサンキッズを契機として、異例の速さで決断をしていくこととした。

答： 今後、町として必要なことを県にしっかりと伝えるとともに、各部署と連携し、話合いながらスピードアップして事務を進めていく。また、アンテナを高くして情報収集には努力していく。

委員長意見：

委員から様々な意見が出され、異例の速さで決断したという町の説明があった。これが異例の速さということではなく、普通の速さとなるよう他の事業に対しても是非願います。

以上の内容により、総務建設常任委員会協議会を閉会した。